

羽地内海のしゅんせつを求める意見書

名護市の羽地内海は、以前は米軍が艦船を停留させるほどの海域であり、多くの魚介類が生息する環境でもありました。また、その広い海域による多くの漁業資源は地域を豊かにし、市民はその恩恵を受けていました。

しかし、令和2年度に名護市が行った「羽地内海環境現況調査」により明白となったように、現在の羽地内海には大量の土砂が堆積し、その影響で海水の循環が滞ることで、漁獲量が大幅に減少するなど、ヒトエグサ（アオサ）をはじめとする養殖業も大きな被害を受けています。

台風時には近隣海域からの船舶が避難のために羽地内海に入ってきますが、停泊できるのは内海の中央部分に限られており、座礁を恐れて航行を制限しています。さらに、漁船の航路ともなっているため、その航行の制限が漁業に支障を来しています。

また、かつての羽地内海は風光明媚な場所として知られていました。羽地内海のしゅんせつに併せて内海周辺にマリーナや各種ハーバー（泊地）を整備することで、沖縄県北部地域の観光の振興にも寄与すると思料されます。

以上のことから、名護市議会は下記の事項について要請いたします。

記

- 1 羽地内海のしゅんせつを行うことで近隣海域からの流水の増進を図り、魚介類の生息域を拡大して従来の豊かな漁場としての再生を求めます。
- 2 台風等の災害時の避難港としての整備、防災拠点としての羽地内海の整備及び漁船などの安全安心な航行に必要な航路の確保を求めます。
- 3 沖縄県北部地域の観光の振興を図るため、羽地内海周辺の整備を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月2日

沖縄県名護市議会

宛先 総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
沖縄県知事